

●地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保の方策）

各年度で各事業を利用する人数（見込み量）に対し、現行の事業体制の拡充と柔軟な対応を図り、各事業の提供体制を確保します。

事業分類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者支援事業						
確保の方策	(実施か所数)	1	1	1	1	1
②地域子育て支援拠点事業						
量の見込み	(人日)	3,384	3,600	3,492	3,336	3,192
確保の方策	(人日)	3,384	3,600	3,492	3,336	3,192
実施か所	(か所)	3	3	3	3	3
これまでの「伊方町生涯学習センター」での事業に加えて、令和2年度より「出張スマイルルーム」として、三崎地域、瀬戸地域それぞれに毎月1回、訪問型の事業を実施します。						
③妊婦健診事業						
量の見込み	(人)	43	42	40	38	36
確保の方策	(人)	43	42	40	38	36
④乳児家庭全戸訪問事業						
量の見込み	(人)	34	33	32	30	29
確保の方策	(人)	34	33	32	30	29
⑤養育支援訪問事業						
量の見込み	(人)	1	1	1	1	1
確保の方策	(人)	1	1	1	1	1
⑥一時預かり事業（幼稚園在園児以外）						
量の見込み	(人日)	35	35	32	32	32
確保の方策	(人日)	35	35	32	32	32
実施か所	(か所)	1	1	1	1	1
⑦時間外保育事業（延長保育）						
量の見込み	(人日/年)	16	16	16	14	16
確保の方策	(人日/年)	16	16	16	14	16
⑧放課後児童健全育成事業						
量の見込み	(人)	80	71	70	61	55
	低学年	74	65	64	55	50
	高学年	6	6	6	6	5
確保の方策	(人)	90	90	90	90	90
実施か所	(か所)	5	5	5	5	5

※確保の方策（供給量の目標）を設定した事業のみ掲載

伊方町 第2期 子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

編集・発行：伊方町保健福祉課こども政策室

〒796-0301

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

TEL：0894-38-0217

FAX：0894-38-1120

第2期
伊方町
子ども・子育て
支援事業計画 計画書
概要版





計画の策定に当たって

計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。
また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も併せ持ちます。

計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
なお、計画値と実績に大きな乖離がみられたときは、計画中間年度の令和4年度を目途に中間見直しを行うものとします。

基本理念

これまでの計画の基本理念を引き継ぐものの、子育ての中心となる家族を取り巻く社会情勢が変化していることから、「子ども」だけではなく、「親」も一緒に成長できるまちづくりを目指します。

「子」と「親」がともに笑顔で育つまち

～親子そろって、心豊かに生きる喜びを分かち合うまちづくり～



子ども・子育て支援関連施策の展開

① 地域における子育ての支援

保護者のニーズや子育て意識の変化等に応じた保育事業を進め、多様な子育て支援のあり方に向けて、充実や体制整備に努めます。

また、保護者の子育てに関する意識・自覚の向上、地域全体で子どもと子育て家庭の支援する環境づくり、子育てを地域社会で共有し、楽しむことができる支援体制の整備を進めます。

施策

- 1 子育て支援の充実
- 2 保育サービス等の充実
- 3 家族ぐるみ、地域ぐるみの子育て意識の醸成

妊婦やその家族を対象に、親になることの自覚を促すための啓発・情報発信、地域住民が子育て家庭に寛容な対応をしていただけるような意識向上に向けた啓発に努めます。

② 保健・医療体制の充実

子どもが健康的に生活できるよう、年齢や家族の生活状況に応じた支援を行います。また、子どもの健康だけではなく、ともに生活し成長する家族の心身のサポートにも努めます。

さらに、小児医療体制の維持・確保に努めます。

施策

- 1 母子の健康の保持・増進
- 2 「食育」の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療の充実

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが健全に成長できるよう、人として必要な人権意識や次の世代の親となる意識の育成等を推進します。

また、地域社会における一員としての自覚を育むための多様な教育の推進、子ども同士のトラブルや氾濫する有害情報から身を守るための教育に努めます。

施策

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実
- 3 家庭や地域の教育力の向上

④ 安全・安心のまちづくり

交通安全対策や防犯対策について、ソフト・ハード両面からの整備・支援を推進します。

また、地域ぐるみの防犯体制や交通安全意識の向上を進めるとともに、防災教育の推進について検討します。

施策

- 1 安心して外出できる環境の整備
- 2 防犯・防災対策の推進

災害発生時に保育所や小中学校での安全確保のための体制整備、児童・生徒を対象にした防災教育に努めます。

⑤ 仕事と家庭・地域生活の両立支援

町の産業構造に考慮した就業環境の改善、必要な技術の導入等を促進するとともに、育児休業の取得や男性の育児参加の促進に向けた職場や地域の環境づくりを促進します。

施策

- 1 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進
- 2 子育てとの両立支援
- 3 男性の家庭生活への参画促進

⑥ 援助が必要な家庭へのきめ細やかな支援

要保護児童の健康や安全等の確保を最優先に、要保護児童やその家庭の状況を的確に把握し、個々の状況に応じ、きめ細やかに対応できるような連携体制や地域社会での助け合いの仕組みづくりを推進します。

施策

- 1 児童虐待防止対策及び対応の充実
- 2 ひとり親家庭、貧困家庭の自立支援の推進
- 3 障害のある児童や家庭への支援の充実



子ども・子育て支援事業計画

●子ども・子育て支援給付（量の見込み及び確保の方策）

今後も、子どもの人口が減少すると考えられることから、既存の教育・保育施設において教育・保育を実施するものとします。

教育施設（幼稚園・認定こども園）については、町外の幼稚園等に通園していただくものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育施設（1号認定等）					
①量の見込み（人）	4	3	3	3	3
②確保の方策（利用定員）（人）	0	0	0	0	0
過不足②-①（人）	△4	△3	△3	△3	△3
保育施設施設（2号認定）					
①量の見込み（人）	106	98	86	88	94
②確保の方策（利用定員）（人）	197	197	197	197	197
過不足②-①（人）	91	99	111	109	103
保育施設施設（3号認定 0歳児）					
①量の見込み（人）	12	10	10	10	9
②確保の方策（利用定員）（人）	12	12	12	12	12
過不足②-①（人）	0	2	2	2	3
保育施設施設（3号認定 1・2歳児）					
①量の見込み（人）	36	40	39	37	36
②確保の方策（利用定員）（人）	76	76	76	76	76
過不足②-①（人）	40	36	37	39	40

